

宮城海保から安全運航に関する要請事項

今週月火とプレジャーボート及びヨットの座礁事故が相次いで発生したため本日宮城海保交通課から下記の要請を受けましたのでご連絡いたします。

各艇におかれましては更なる安全運航に心がけて頂きますようご連絡いたします。

尚、月曜日の事故は荒浜でプレジャーボートがテトラポットに乗り上げ、火曜日は仙台湾を航行中のヨットが暗礁に乗り上げて航行不能となり蒲生海岸に打ち上げられたとのことです。

【要請事項】

1. 出航前の機関や燃料の点検
2. 航行時の見張りの徹底
3. 故障時に備え、連絡先を確保（マリン VHF や所属フリート）
4. 操縦者の順守事項の励行
 - ①ライフジャケットの着用
 - ②酒酔い運転の禁止
 - ③航路、水路では船長が操船する

特に②の酒酔い運転について今後取り締まりが強化されるようです。